

あいち外国人の日本語教育推進会議 開催要領

(目的)

第1条 この要領は、あいち地域日本語教育推進センター設置要綱（令和2年4月3日施行）第5条第2項の規定に基づき、あいち外国人の日本語教育推進会議（以下、「総合調整会議」という。）の業務、構成員等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 総合調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) あいち地域日本語教育推進センターが行う事業に関する事。
- (2) その他、地域日本語教育の体制づくりに必要な事項に関する事。

(構成員)

第3条 総合調整会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 総合調整会議に、座長を置く。
- 3 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任承諾日から当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 総合調整会議は、愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長が招集する。

(部会)

第6条 総合調整会議における協議事項の検討・調整を円滑に実施するため、総合調整会議に部会を置くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合調整会議は、原則として公開とする。

- 2 総合調整会議の傍聴について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 総合調整会議の庶務は、愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、総合調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。